

# 新型コロナウイルス感染症に係る大野市国民健康保険税減免要綱

(令和2年6月19日告示第219号)

(趣旨)

第1条 大野市国民健康保険税条例（昭和41年条例第17号。以下「条例」という。）附則第18項の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免については、大野市国民健康保険税減免規則（令和2年規則第 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で定めるものとする。

(減免の対象となる世帯)

第2条 保険税の減免の対象となる世帯は、被保険者等が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響により一定程度収入が下がった世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定に適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(減免の額)

第3条 前条各号のいずれかに該当する場合の保険税の減免の額は、次の表のとおりとする。

区分	減免の額
前条第1号に該当する世帯	全額
前条第2号に該当する世帯	別表第1で算出した対象保険税額に別表第2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

(減免の申請)

第4条 前2条の規定により保険税の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する申請書を新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に代えて、第2条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 保険税の減免の申請は、令和3年3月31日までに行わなければならない。

3 条例附則第18項の規定による減免の対象期間中に既に徴収した保険税がある場合において、保険税の徴収に係る所定の期日までに申請書を提出できなかったことにつき、市長がやむを得ない事情があると認める場合については、当該所定の期日経過後においても申請書を提出することができる。

(減免の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに保険税の減免の可否を決定し、国民健康保険税減免決定（取消）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。ただし、当該減免の決定が当該年の所得見込額に基づくものであるときは、当該減免の決定を受けた者から、翌年2月末までに当該年の所得の額を証する書類を徴収し、その額に基づき再度減免の決定を行うものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により保険税の減免を受けたことが認められるとき。

(2) 資力の回復その他事情により減免が不相当と認められるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

対象保険税額 (A × B / C)	
A	当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B	世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表第2 (第3条関係)

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。

この場合において、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必

要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定することとする。

ア 別表第1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いる。

イ 別表第2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いる。